

# 平成27年玉村町議会第1回定例会会議録第4号

---

平成27年3月18日（水曜日）

---

## 議事日程 第4号

平成27年3月18日（水曜日）午後2時30分開議

- 日程第 1 議案第 4号 玉村町まちなか交流館条例の制定について
  - 日程第 2 議案第 6号 玉村町保育料徴収条例の制定について
  - 日程第 3 議案第 7号 玉村町土砂等による埋立て等の規制に関する条例の制定について
  - 日程第 4 議案第 8号 玉村町道の駅条例の制定について
  - 日程第 5 議案第26号 平成27年度玉村町一般会計予算
  - 日程第 6 議案第27号 平成27年度玉村町国民健康保険特別会計予算
  - 日程第 7 議案第28号 平成27年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算
  - 日程第 8 議案第29号 平成27年度玉村町介護保険特別会計予算
  - 日程第 9 議案第30号 平成27年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算
  - 日程第10 議案第31号 平成27年度玉村町下水道事業特別会計予算
  - 日程第11 議案第32号 平成27年度玉村町宅地造成事業特別会計予算
  - 日程第12 議案第33号 平成27年度玉村町水道事業会計予算
  - 日程第13 請願の審査報告
  - 日程第14 開会中における所管事務調査報告
  - 日程第15 閉会中における所管事務調査の申し出
- 

## 本日の会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 4号 玉村町まちなか交流館条例の制定について
- 日程第 2 議案第 6号 玉村町保育料徴収条例の制定について
- 日程第 3 議案第 7号 玉村町土砂等による埋立て等の規制に関する条例の制定について
- 日程第 4 議案第 8号 玉村町道の駅条例の制定について
- 日程第 5 議案第26号 平成27年度玉村町一般会計予算
- 日程第 6 議案第27号 平成27年度玉村町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 7 議案第28号 平成27年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 8 議案第29号 平成27年度玉村町介護保険特別会計予算
- 日程第 9 議案第30号 平成27年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算
- 日程第10 議案第31号 平成27年度玉村町下水道事業特別会計予算

- 日程第 1 1 議案第 3 2 号 平成 2 7 年度玉村町宅地造成事業特別会計予算
- 日程第 1 2 議案第 3 3 号 平成 2 7 年度玉村町水道事業会計予算
- 日程第 1 3 請願の審査報告
- 日程第 1 4 開会中における所管事務調査報告
- 日程第 1 5 閉会中における所管事務調査の申し出
- 追加日程第 1 議案第 3 9 号 平成 2 6 年度玉村町一般会計補正予算（第 1 0 号）
- 追加日程第 2 議案第 4 0 号 訴えの提起について
- 追加日程第 3 議案第 4 1 号 訴えの提起について
- 追加日程第 4 議案第 4 2 号 訴えの提起について
- 追加日程第 5 議案第 4 3 号 訴えの提起について
- 追加日程第 6 同意第 1 号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 追加日程第 7 玉議第 1 号 農協改革に関する意見書の提出について

## 出席議員（15人）

2番	渡邊俊彦君	3番	石内國雄君
4番	笠原則孝君	5番	齊藤嘉和君
6番	備前島久仁子君	7番	筑井あけみ君
8番	島田榮一君	9番	町田宗宏君
10番	三友美恵子君	11番	高橋茂樹君
12番	浅見武志君	13番	石川眞男君
14番	宇津木治宣君	15番	川端宏和君
16番	柳沢浩一君		

欠席議員 なし

---

## 説明のため出席した者

町長	貫井孝道君	副町長	重田正典君
教育長	新井道憲君	総務課長	高井弘仁君
経営企画課長	金田邦夫君	税務課長	月田昌秀君
健康福祉課長	小林訓君	子ども育成課長	齋藤修一君
住民課長	山口隆之君	生活環境安全課長	斉藤治正君
経済産業課長	大谷義久君	都市建設課長	高橋雅之君
上下水道課長	木暮秀博君	会計管理者兼会計課長	金井満隆君
学校教育課長	小坂橋保君	生涯学習課長	井野成美君

---

## 事務局職員出席者

議会事務局長	石関清貴	庶務係兼議事調査係長	松田純一
主査	関根聡子		

## ○追悼の儀

◇議長（柳沢浩一君） まず、会議の冒頭に当たりまして、この際玉村町議会議員、今は亡き原秀夫氏の追悼の儀を行いたいと思います。

ここに謹んでご報告申し上げます。故原秀夫議員には、3月3日、突如ご逝去されました。まことに痛恨のきわみにたえないところであります。

3月6日の告別式に際しましては、町を代表して町長から、また議会を代表して私からも惜別の弔辞をお送りいたしました。まずは、衷心より弔意を表したところであります。

こうしてこの席に、今議会がありまして、時折なぜか原議員の席に目をやっけてしまいますが、改めて本当のお別れのときが来たなど。きょうは、ご遺族にお見えをいただきましたので、追悼の儀を行いたいと思います。

ご遺族におかれましては、何かとお忙しい折にもかかわらずお越しをいただき、傍聴席よりこれから行われます追悼の儀を見守っていただきます。

ただいまから、今は亡き故原秀夫議員のご冥福をお祈りし、黙祷をささげたいと思います。

皆様、ご起立をお願いいたします。自席から、議席番号1番の遺影にお向かいをください。

それでは、1分間の黙祷をささげます。黙祷。

〔黙 祷〕

◇議長（柳沢浩一君） 黙祷を終わります。お直りください。

それでは、ご着席願います。

次に、故人に弔意をあらわすため、同僚議員を代表いたしまして、同期でもあります渡邊俊彦議員の発言を許可いたします。

渡邊俊彦議員、お願いいたします。

〔2番 渡邊俊彦君登壇〕

◇2番（渡邊俊彦君） ただいま議長からお許しをいただきましたので、先般3月3日に逝去されました故原秀夫議員のみたまを謹み、玉村町議会同僚議員として謹んで哀悼の言葉を申し述べさせていただきます。

本日ここに、平成27年3月定例議会が開催中ではありますが、議会初日、3月3日に私の隣の議席番号1番の席は空席でございました。原議員の姿は見られませんでした。本日は、この1番の席に原議員の遺影と花が飾られております。本来ならば、原議員がいなければなりません。こんな状況はとても信じられません。何を言ってよいかわかりません。とても信じられません。ただ、ただ現実を深い悲しみで、到底言葉にあらわすことはできません。

一昨年10月に行われました玉村町議会議員選挙において初当選され、これから町の発展のため、議員として働きたい、頑張りたいと語っておられた原議員の姿が目には浮かびます。これが、このような形で今日を迎えようとは、まことに残念でなりません。

議員になられてからの月日を顧みますと、私と同じ文教福祉常任委員、議会広報委員の要職を任せられ、持ち前の発言力、行動力、知識、経験を生かし、同僚議員に範を示してくれました。私の印象に残るのは、議員になってから初めての一般質問であります。地域の安全安心の件で質問され、強く執行側に迫る姿は、地域の安全のみならず、町の将来のことを案じるその姿は格好よく、輝いておりました。

先月2月に朝鮮総連の催しが高崎であり、私は欠席でしたが、原議員は行ってくるよと元気に話していました。時を同じころ、3月議会の一般質問も考えてあるのだとおっしゃっておりました。そのやさき、入院されたと聞きました。病院から私のところに電話をくれました。この携帯電話の履歴を見ましたら、2月26日でありました。このときは、議会初日には退院は間に合わないかもしれないが、議会には出るよと話しておりました。このときの声は元気で、とても病人とは思えないほどでございました。この電話の様子では、議会初日には間に合わなくても、元気な姿で議会に出てくるのだろうということを信じておりました。それなのに、議会初日に訃報に接したときは大変驚き、信じることはできませんでした。

原議員は私と同期であり、年も1つ違いで、同じ活動をともにすることが多かったので、議会広報委員で1泊で東京に研修に行ったときには、東京に明るい原議員の案内で帝国ホテルでディナーを楽しみながらワインをくみ交わし、同期議員として、同委員会委員として、町の将来のため頑張ろうと熱く語ってくれたのが深く印象に残っております。

原議員、無念であったでしょう。多くの信望と今後の議会議員としての活躍が大いに期待されたのに、64歳という若さで帰らぬとわの旅路に立たれたことは、本当に残念でなりません。この悲しみは、私たちのみならず、弔辞でわかるように、葬儀に参列された多くの方々がみたまに無言で語りかけ、悲しみと惜別の念であります。

私たち議会議員は、ここに生前議会におけるありし日の面影をしのび、残された業績と教訓を心に刻み、町行政に邁進し、諸問題、課題を解決するため、その意思を生かし、活動していくことをお誓い申し上げます。

原議員、どうか安らかにお休みください。謹んでご冥福を申し上げ、同僚議員を代表して追悼の言葉とさせていただきます。

平成27年3月18日。玉村町議会議員、渡邊俊彦。

◇議長（柳沢浩一君） これをもちまして、故原秀夫議員の追悼の儀を終わります。

ご遺族の皆様には、何かとお忙しい折にもかかわらずお越しをいただきましたこと、まことにありがとうございました。それでは、全員起立をし、お見送りを願いたいと思います。

◇

◇議長（柳沢浩一君） 約15分間の休憩をしたいと思います。およそ10分ぐらいに。

午後2時55分休憩

---

午後3時18分再開

◇議長（柳沢浩一君） 再開をいたします。

---

◇

## ○開 議

午後3時18分開議

◇議長（柳沢浩一君） ただいまの出席議員は15名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

---

◇

## ○日程の追加について

◇議長（柳沢浩一君） 本日は、日程追加として、あらかじめお手元に配付いたしました追加7議案が提出されました。

本日午後1時30分から議会運営委員会が開かれ、追加日程の取り扱いについて審査が行われ、本日の議事日程に追加することに決定いたしました。

お諮りいたします。

追加7議案について、本日の日程に追加し、議題とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、7議案を日程に追加し、議題とすることに決しました。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

---

◇

## ○日程第1 議案第4号 玉村町まちなか交流館条例の制定について

◇議長（柳沢浩一君） 日程第1、議案第4号 玉村町まちなか交流館条例の制定について議題といたします。

この議案につきましては、総務常任委員会に付託となっておりますので、総務常任委員長の審査報告を求めます。

石川眞男総務常任委員長。

〔総務常任委員長 石川眞男君登壇〕

◇総務常任委員長（石川眞男君） お世話になります。それでは、早速総務常任委員会に付託のこの事件、審査の結果、下記のとおり決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

議案第4号 玉村町まちなか交流館条例の制定について、議決の結果は原案可決というものです。議決の理由は、内容は妥当なものとするということです。

審議内容に関しましては、お手元の資料をご参考ください。よろしく申し上げます。

◇議長（柳沢浩一君） 以上で委員長の審査報告を終了いたします。

これより総務常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

以上で総務常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。



## ○日程第2 議案第6号 玉村町保育料徴収条例の制定について

◇議長（柳沢浩一君） 日程第2、議案第6号 玉村町保育料徴収条例の制定について議題といたします。

この議案につきましては、文教福祉常任委員会に付託となっておりますので、文教福祉常任委員長の審査報告を求めます。

宇津木治宣文教福祉常任委員長。

〔文教福祉常任委員長 宇津木治宣君登壇〕

◇文教福祉常任委員長（宇津木治宣君） 委員会審査報告を行います。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告をいたします。

事件の番号、議案第6号 玉村町保育料徴収条例の制定について。議決の結果、原案可決。議決の理由、内容は妥当なものとする。

本条例につきましては、子ども育成課より子ども・子育て支援制度について補足説明を受けた後、

玉村町保育料徴収条例の制定について審議いたしました。子ども・子育て支援制度の創設により、ことしの4月に子ども・子育て支援法の施行が予定されていることに伴い、幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育等の保育料について、条例で定める必要が生じたものによるものであります。

参考資料として、玉村町保育料徴収条例規則案を示していただきました。ごらんのような活発な質疑の後、全員一致で原案のとおり可決したものであります。

以上、ご報告いたします。

◇議長（柳沢浩一君） 以上で委員長の審査報告を終了いたします。

これより文教福祉常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

以上で文教福祉常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。



### ○日程第3 議案第7号 玉村町土砂等による埋立て等の規制に関する条例の制定について

◇議長（柳沢浩一君） 次に、日程第3、議案第7号 玉村町土砂等による埋立て等の規制に関する条例の制定について議題といたします。

この議案につきましては、総務常任委員会に付託となっておりますので、総務常任委員長の審査報告を求めます。

石川眞男総務常任委員長。

〔総務常任委員長 石川眞男君登壇〕

◇総務常任委員長（石川眞男君） 本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

議案第7号 玉村町土砂等による埋立て等の規制に関する条例の制定について、これは原案可決となりました。内容は、妥当なものと認めるということです。

審議内容に関しては、配付されております資料をご参考にいただければと思います。よろしくお願いたします。

◇議長（柳沢浩一君） 以上で委員長の審査報告を終了いたします。

これより総務常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

以上で総務常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。



#### ○日程第4 議案第8号 玉村町道の駅条例の制定について

◇議長（柳沢浩一君） 日程第4、議案第8号 玉村町道の駅条例の制定について議題といたします。

この議案につきましては、経済建設常任委員会に付託となっておりますので、経済建設常任委員長の審査報告を求めます。

備前島久仁子経済建設常任委員長。

〔経済建設常任委員長 備前島久仁子君登壇〕

◇経済建設常任委員長（備前島久仁子君） 本委員会に付託になっておりました議案第8号 玉村町道の駅条例の制定についての審査を会議規則第77条の規定により報告いたします。

本条例は、現在建設中の道の駅玉村宿の設置や管理に関することについて定めるもので、休憩の場の提供や観光情報、地域情報の発信などによって利用者の相互の交流を促進することを目的としております。条例の細かい概要については以下のとおりです。

全員の議員から大変熱心な質疑があり、その後、表決を行った結果、賛成多数で原案のとおり可決となりました。

以上です。

◇議長（柳沢浩一君） 以上で委員長の審査報告を終了いたします。

これより経済建設常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

以上で経済建設常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。



- 
- 日程第 5 議案第 26号 平成 27 年度玉村町一般会計予算
  - 日程第 6 議案第 27号 平成 27 年度玉村町国民健康保険特別会計予算
  - 日程第 7 議案第 28号 平成 27 年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算
  - 日程第 8 議案第 29号 平成 27 年度玉村町介護保険特別会計予算
  - 日程第 9 議案第 30号 平成 27 年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算
  - 日程第 10 議案第 31号 平成 27 年度玉村町下水道事業特別会計予算
  - 日程第 11 議案第 32号 平成 27 年度玉村町宅地造成事業特別会計予算
  - 日程第 12 議案第 33号 平成 27 年度玉村町水道事業会計予算

◇議長（柳沢浩一君） 次に、予算特別委員会に付託となっておりました日程第5、議案第26号 平成27年度玉村町一般会計予算から日程第12、議案第33号 平成27年度玉村町水道事業会計予算までの8議案を一括議題といたします。

これより予算特別委員長の審査報告を求めます。

浅見武志予算特別委員長。

〔予算特別委員長 浅見武志君登壇〕

◇予算特別委員長（浅見武志君） 委員会審査報告を行います。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告を行います。

事件の番号、議案第26号 平成27年度玉村町一般会計予算、議決の結果、原案可決、議決の理由、内容は妥当なものとする。

議案第27号 平成27年度玉村町国民健康保険特別会計予算、議決の結果、原案可決、内容は妥当なものとする。

議案第28号 平成27年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算、議決の結果、原案可決、内容は妥当なものとする。

議案第29号 平成27年度玉村町介護保険特別会計予算、議決の結果、原案可決、内容は妥当なものとする。

議案第30号 平成27年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算、議決の結果、原案可決、内容は妥当なものとする。

議案第31号 平成27年度玉村町下水道事業特別会計予算、議決の結果、原案可決、内容は妥当なものとする。

議案第32号 平成27年度玉村町宅地造成事業特別会計予算、議決の結果、原案可決、内容は妥当なものとする。

議案第33号 平成27年度玉村町水道事業会計予算、議決の結果、原案可決、内容は妥当なものとする。

以上です。

◇議長（柳沢浩一君） 以上で予算特別委員長の審査報告を終了いたします。

これより予算特別委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

最初に、日程第5、議案第26号 平成27年度玉村町一般会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、日程第6、議案第27号 平成27年度玉村町国民健康保険特別会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、日程第7、議案第28号 平成27年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、日程第8、議案第29号 平成27年度玉村町介護保険特別会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、日程第9、議案第30号 平成27年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、日程第10、議案第31号 平成27年度玉村町下水道事業特別会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、日程第11、議案第32号 平成27年度玉村町宅地造成事業特別会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、日程第12、議案第33号 平成27年度玉村町水道事業会計予算の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

以上で予算特別委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

これより議案第26号 平成27年度玉村町一般会計予算に対する討論を求めます。

反対討論ですね。

9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君登壇〕

◇9番（町田宗宏君） 平成27年度玉村町一般会計予算案に対する反対討論を行います。

予算特別委員会のときも反対討論しました。そうしましたら、思わぬ人から賛成討論されて、こういうこともあるのだなと思っているところですけども、またきょうもやるのだらうと思いますが。

町道2077号線道路改良事業については、次の理由によって平成27年度予算案から削除し、再検討すべきであると、こういうものでございます。

理由を述べます。5つあります。1つは、平成27年度予算として1億500万円、これから5年間の計画でつくっていくわけですけども、総額3億8,000万円、それほど大きな予算を投入して整備する必要性、緊急性に乏しい、税金の無駄遣いであると、これが第1点でございます。

2点目は、中央小学校のあの危険な通学路を初めとして、危険な通学路や玉村町全域の部落内の非常に狭隘な生活道路等があるわけですけども、それらをこの2077号線よりも優先して改良をしていくべきであると、それが2点目です。

3点目、これは齊藤嘉和議員も質問をしておりましたが、1辺100メートルの農地、水田です。そこを大体真ん中辺からばんとぶち切って道路をつくると。農作業が極めて不便になると。

それから、4点目、現在の2077号線、これをもっと活用すべきだということです。

5つ目、この2077号線道路改良事業は、道路改良事業と言っているのです。だけれども、3分の2以上は新しくつくるのですね。道路整備事業ではないかと思うのです。そういう事業名並びに予算案の説明資料を読みますと、どうも私が読んだのでは真実を伝えていないと。この説明では、町民を欺くものだと、このように考えております。

以上、5点の理由から平成27年度玉村町一般会計予算案に対する反対討論といたします。

もう一度言いますが、町道2077号線道路改良事業については、平成27年度予算案から削除し、再検討すべきであると、反対の理由はそういうことでございますので、私のこの反対討論の説明をよく聞いて、反対の理由を述べていただきたい。

終わり。

◇議長（柳沢浩一君） 次に、賛成の方の討論を求めます。

6番備前島久仁子議員。

〔6番 備前島久仁子君登壇〕

◇6番（備前島久仁子君） 賛成討論いたします。

27年度の一般会計予算は、第5次総合計画や都市計画マスタープランを着実に推進し、さらに町の知名度を高め、発展するための積極的な予算づけとなっています。東毛広域幹線道路が開通し、町を取り巻く環境が大きく変わる中、立地条件を生かした経済の活性化や定住促進にも力を入れる過去最大の予算となっており、大いに期待するところであり、27年度一般会計予算に賛成いたします。

◇議長（柳沢浩一君） ほかに討論ありませんか。

〔「はい」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 一度されているから、できません。

〔「反対討論になっていないんだよね、全然」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） そういう議論は、私とする予定ではありません。

それでは、ほかに討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものでありますが、異議がありますので、起立により表決を行います。委員長の報告のとおり原案可決とすることに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

◇議長（柳沢浩一君） 起立多数であります。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

これより議案第27号 平成27年度玉村町国民健康保険特別会計予算に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

次に、議案第28号 平成27年度玉村町後期高齢者医療特別会計予算に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

次に、議案第29号 平成27年度玉村町介護保険特別会計予算に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

次に、議案第30号 平成27年度玉村町介護予防サービス事業特別会計予算に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

次に、議案第31号 平成27年度玉村町下水道事業特別会計予算に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

次に、議案第32号 平成27年度玉村町宅地造成事業特別会計予算に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。

次に、議案第33号 平成27年度玉村町水道事業会計予算に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に表決を行います。

委員長の審査報告は原案可決とするものです。委員長の報告のとおり原案可決とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり原案可決とすることに決しました。



### ○日程第 13 請願の審査報告

◇議長（柳沢浩一君） 次に、日程第 13、請願の審査報告を議題といたします。

請願受理番号 6、J A グループの自己改革の実現に向けた請願について議題といたします。

本請願につきましては、経済建設常任委員会に付託となっておりますので、経済建設常任委員長の審査報告を求めます。

備前島久仁子経済建設常任委員長。

[経済建設常任委員長 備前島久仁子君登壇]

◇経済建設常任委員長（備前島久仁子君） 請願審査報告を行います。

本委員会に付託されておりました J A グループの自己改革の実現に向けた請願を審査した結果、次のように決定しましたので、玉村町議会会議規則第 9 4 条の 1 項の規定により報告いたします。

請願者は、佐波伊勢崎農業協同組合の代表理事組合長である児島秀行さんです。

主な請願趣旨の内容は次のとおりです。農協改革は、J A グループがみずから主体的に取り組むものであり、一方的な改革の押しつけは、農業の生産現場や農業、農村地域に大きな混乱をもたらすことが危惧されること。J A グループは、自主自立の協同組合であることを鮮明にし、組合員の意思に基づき自己改革に取り組むものであること。こうした状況の中、J A グループは中間取りまとめ結果を決定し、実現に向けた取り組みを進めているところであり、この趣旨を踏まえ、農協改革に関する事項に関し政府、国会に強く働きかけることを玉村町議会に求めるものであります。

本件について、玉村町議会会議規則第 9 3 条第 1 項の規定により、紹介議員である齊藤嘉和議員に説明を求めました。紹介議員の説明については、お手元の文書表をごらんください。

審査経過として、全委員に意見を求めた結果、既に合意されております全国中央会の機能に関する部分については、国へ働きかける内容から外した上で採択したいと全委員から意見があり、本請願は採決の結果、全委員一致で採択となりました。

以上、報告いたします。

◇議長（柳沢浩一君） 委員長の審査報告を終了いたします。

これより経済建設常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

以上で経済建設常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

これより本請願に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

本請願に対する委員長の審査報告は採択とするものです。委員長の報告のとおり採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり採択とすることに決しました。

次に、請願受理番号1、JAしばね支店敷地取得に関する請願について議題といたします。

本請願につきましては、総務常任委員会に付託となっておりますので、総務常任委員長の審査報告を求めます。

石川眞男総務常任委員長。

〔総務常任委員長 石川眞男君登壇〕

◇総務常任委員長（石川眞男君） 本委員会に付託されておりました請願を審査した結果、次のとおり決定しましたので、玉村町議会会議規則第94条第1項の規定により報告いたします。

受理番号1、受理年月日が平成27年2月17日です。件名は、JAしばね支店敷地取得に関する請願です。請願者は、芝根地区の9名の現役区長の方々です。審査結果は採択となりました。

この請願趣旨ですけれども、この4月にJAたまむら支店がオープンして、それに伴い、しばね支店は閉鎖される予定です。当地は、古くは芝根村の役場の所在地であり、最近まで公民館機能も有していました。南には忠霊塔が建ち、川井厄除け薬師様と続く芝根地区の歴史を象徴する一帯の北側を占める位置にあります。また、県道142号線を挟み、北側には高齢者施設にしきの園、海洋センター、第4保育所、少し離れて芝根小学校もある文教福祉地域でもあります。JAしばね支店は、このような芝根地区の中心地域の入り口部分に位置し、これまでの歴史的経緯から、また今後のまちづくりの観点から勘案して、その利用形態はあくまで公共用地としての利用を切望いたします。そのため

にも、玉村町に土地を取得していただきたいと考えます。貴議会にも理解をいただき、町への土地購入の要請を行っていただきたいというものです。

委員会で審議しました。そして、皆さんの意見を聞いた結果、全委員から採択するという意見がありました。ということで、この請願、採択となりました。よろしく願いいたします。

◇議長（柳沢浩一君） 委員長の審査報告を終了いたします。

これより総務常任委員長の審査報告に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

以上で総務常任委員長の審査報告に対する質疑を終了いたします。

これより本請願に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、表決を行います。

本請願に対する委員長の審査報告は採択とするものです。委員長の報告のとおり採択とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、委員長の報告のとおり採択とすることに決しました。



#### ○日程第14 開会中における所管事務調査報告

◇議長（柳沢浩一君） 日程第14、各委員長から開会中における所管事務調査報告が玉村町議会会議規則第77条の規定により議長に提出されました。

報告書はお手元に配付したとおりであります。



#### ○日程第15 閉会中における所管事務調査の申し出

◇議長（柳沢浩一君） 日程第15、閉会中における所管事務調査の申し出を議題といたします。

各委員長から、玉村町議会会議規則第73条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中における所管事務調査の申し出がありました。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中における所管事務調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中における所管事務調査に付することに決定いたしました。



### ○追加日程第1 議案第39号 平成26年度玉村町一般会計補正予算（第10号）

◇議長（柳沢浩一君） 追加日程第1、議案第39号 平成26年度玉村町一般会計補正予算（第10号）を議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 議案第39号 平成26年度一般会計補正予算（第10号）についてご説明申し上げます。

本案は、既定の歳入歳出予算の総額に7,965万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を123億3,439万9,000円とさせていただくとともに、繰越明許費の追加をさせていただくものでございます。

既にご承知のとおり、昨年11月、衆議院の解散直前にまち・ひと・しごと創生法案、いわゆる地方創生法案が参議院で可決成立をいたしました。そして、総選挙後の12月には、第3次安倍内閣において地方創生の国の長期ビジョンと総合戦略が閣議決定され、同時に地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策が取りまとめられました。そして、この中には、地域活性化と住民生活緊急支援のための交付金として、地域消費喚起・生活支援型については2,500億円、地方創生先行型については1,700億円がそれぞれ盛り込まれました。さらに、ことしの2月に入り、これらの交付金を含む国の補正予算が成立し、全国の自治体において地方創生を具体的に推進する環境が整いました。本町においても、これらの交付金を活用した補正予算案を今議会に追加で提案させていただき、地方創生を推進するものでございます。

具体的に申し上げますと、地域消費喚起・生活支援型については30%のプレミアム付商品券を1億2,000万円、これはプレミアム分を含めると1億5,600万円でございます。これを発行し、地方創生先行型については玉村町版の総合戦略を策定するとともに、寒い季節においても充実した子育て支援を行うほか子育ておうえん事業や低速電動バスを活用したぐるっとたまむら周遊事業を実施していきたいと考えております。

なお、これらの事業については、年度内に完了することができないため、全て翌年度に繰り越して実施させていただくものでございます。

よろしくご審議の上、ご議決くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

◇議長（柳沢浩一君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

14番宇津木治宣議員。

〔14番 宇津木治宣君発言〕

◇14番（宇津木治宣君） 8ページのプレミアムつき商品券発行事業と9ページのぐるっとたまむら周遊事業などについて質問をいたします。

まず最初に、プレミアムつき商品券発行事業なのですが、1億5,600万円発行するということになります。もともとが地域住民生活等緊急支援のための交付金ということで4,200億円の補正予算が国で計上された。それを地方に交付するわけですが、その理由は地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策、いわゆるアベノミクスの果実を全国津々浦々に広げる通常の景気対策と合わせて実行すると。メニュー例の中では、プレミアム付商品券、ふるさと名物商品券・旅行券、3番目に低所得者向け灯油等購入助成、4番目に低所得者等向け商品・サービス購入券、多子世帯支援策（プレミアム付商品券に多子世帯割引率をアップする）、子育て応援券の配布などというメニューが、これは国が例として示しているようですが、結局アベノミクスで地方にお金を交付するのですが、プレミアム付商品券ということになると、この恩恵にあずかれるのはお金を持っている人、要するに商品券を買った人が30%のお金を、要するに恩恵を受けると。返す刀で言えば、お金を持っていないければ何にもならないということになるわけで、その辺の要するに地域住民生活等緊急支援ということで、そのための観点というのも多少はやっぱり取り入れないと、片手落ちになるのではないかと。とりわけこの地方創生が、人口減を何とか食い止めようということですから、それだけプレミアム付商品券多子世帯割引率アップなどの施策も合わせて取り入れるのが妥当ではないかと思うのですが、その点についてお伺いします。

次に、3回なので、一遍に聞きますけれども、ぐるっとたまむら周遊事業ということで、電動コミュニケーションビークル、この車両を買って町の中をぐるぐる歩こうと、ぐるっとというのですから、歩こうというのですけれども、いずれにしてもいかにも急な提案なので、本当かいと。この効果とか、そういう使用方法とか、十分検証が必要なのかな。いきなり飛びついてはみたものの、その活用の際して一つ懸念があるのですけれども、その辺はいかがなのか。その2点をお尋ねいたします。

◇議長（柳沢浩一君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） まず、1点目のプレミアム付商品券の関係なのですが、確かにメニューの中には先ほど議員さんがおっしゃるとおり、ございます。

その中で、国の一番の推奨というのが消費喚起効果が高いものを推奨するというのがまずあります。それがプレミアム付商品券ということになります。ふるさと名物商品券・旅行券というのは、どちら

かという余り玉村町には向かないかなという感じがしております。それから、低所得者等向けの灯油だとか低所得者向け商品、そういった関係については、国の考えとしてはプレミアム付商品券等の発行が困難な場合のみとするというような考え方もあるです。多子世帯支援というようなことになると、その方だけをプレミアム率を少しアップするというような内容のようでありませけれども、基本的にはやはり消費喚起ということで、もともとプレミアムはつきますけれども、自分でお金を出さないといけないというのが原則でございますので、全体にプレミアム率をアップすることで全体に対応したいというような考えでございます。なおかつ、お金を持っている人がということもあるのですが、そこは買う購入量で制限をしますので、100万円、200万円買ってもらうという、そういうものではございませんので、ご理解をいただければというふうに思います。

それから、電動バスの関係なのですが、基本的には道の駅を拠点といたしまして、そこから町なかへ案内するといった、基本的には歴史資産を活用したガイド付きのツアーというようなものを基本には据えております。その使用の方法等をよく検討したのかというようなこともありますけれども、その辺はまた女子大のほうで授業の中でこの活用方法について検討して、提案をしてくれるというような、そういった話もできつつありますので、そういったことも含めて検討したいというふうに思います。また、町には観光プロジェクトチームというものもございますので、そういった中で活用方法については検討していきたいというふうに思っております。

◇議長（柳沢浩一君） 経営企画課長。

〔経営企画課長 金田邦夫君発言〕

◇経営企画課長（金田邦夫君） 全体的な取りまとめを私のほうでしておりますので、少し補足させていただきます。

今回の地方創生の先行型の事業につきましては、単なる備品購入とか機材の購入とか、そういうものでは一切採択されないのです。ソフト事業が先にあって、であるからため、こういったものが必要だというような組み立てになっておりまして、今回は国との協議の中でこの電動バスを導入することによって、玉村町に今までの入り込み客数ですね、観光客数、これは花火大会まで含めた全体的話なのですが、その入り込み客数を今回の電動バスを導入することによって前年対比で4万人ふやすという目標を掲げてございます。ですから、先ほど検証はどうなっているのかというお話だったのですが、一つその目標を掲げておりますので、それを達成することが我々の目標でありますし、目標を達成するためのいろんな町外の方を玉村町にお招きする、また町内の方も玉村町で楽しんでいただくとか、そういった観点で経済産業課、道の駅ともども、いろんなプランを考えておるところでございますが、関連した資料の中では、例えばということで申し上げましたが、女子大との連携の中でも具体的な玉村町における観光事業の展開にこのバスを具体的に使っていこうという考えでおるところであります。

◇議長（柳沢浩一君） 14番宇津木治宣議員。

〔14番 宇津木治宣君発言〕

◇14番（宇津木治宣君） いずれにしても、国が突然決めて、突然年度内にも事業を展開しなさいということなので、ゆっくり研究をしている時間がないということが前提なので、そうかといって、要らないよというわけにも、そういう話にはならないことなのですが、それはよくわかるのですけれども。

先ほども言いましたけれども、プレミアムを、利益をもらうのには、とにかく買わなければならない。ということは、買うお金があるということですから、それは消費がふえるという観点からすれば、確かにお金を持っている人がお金を使えば消費が喚起されるというのはわかるのですけれども、やっぱり地方政治においてはそういう観点だけでなく、やっぱりお金を持っていない人に何か恩恵を受ける方法はないかというのを知恵をやっぱりある程度、今回はそういうことでも、そのことについて一つの配慮をする方法はないのか。それから、プレミアム付商品券をこれから配布というのですか、配るときに、例えば多子世帯には優先割り当てとか、そういうのができるのかどうかわかりませんが、何らかのそういう方法をやっぱり研究していただきたい。もしそれがダメなら、今回仕方ないですけれども、そういう観点がやっぱり政策には必要だということを申し上げておきたいと思うのです。

それから、電動コミュニティービークルですけれども、これ見たとき、おもしろいねと正直言って私も思いました。道の駅にこれがあって、何かぐるぐる回るようになると、何となくちょっと子供っぽいような気もしますけれども、でもこういうのもあっていいかなとは思いますが。ただ、補助金があるからやるのだということで飛びつくということで、余りいいことはないことも結構あるのです。今までもそうでした。クーラーもそうですけれども、補助金がないからできないのだよと。補助金があるからやるというような、そういう発想のいわゆる三割自治にもとに戻ってしまうような危険があるので、そういうことのないように心して運用していただきたい。町長、その辺の運用について、私の懸念も少しはおわかりいただけと思うのですが、いかがでしょうか。

◇議長（柳沢浩一君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君） プレミアムつきについては、私はこれはかなりの少額の、1人当たりの額は少額になると思うのです。さっき経済産業課長言ったように、大型な金額ではないので、少額な金額を消費者がうまく使ってもらえるということで消費を上げるということを主眼にして、多子世帯なんというのもこれからある意味では検討する必要があるかなと考えております。この一般の目的は、人口減少を食い止める、少子化を食い止めるということでございますので、その辺も検討をしたいと思っております。

もう一つ、電動バスにつきましては、確かに補助金がこれこそは、きのう前回の一般質問のときに補助金があるからやるのかという質問がありまして、これは補助金があるからやるのではなくて、補助金をうまく使うのだということで言ったのですけれども、この電動バスに限っては、ある意味に

においては補助金があるからやるのだということかも知れません。今回の補助金の中でいろんな検討を短期で検討したのですけれども、なかなかいいアイデアが出てこない。この中では私は一番いいアイデアかなと。道の駅というのは玉村町の玄関口という、もう一つは子供たちに夢を持たせるという大きな目的がありますので、私もいろいろこの道の駅で子供に夢を持たせる方法をいろいろ検討、頭の中で検討してきたのですけれども、具体的にこういうものが出てきたということでございますので、これを子供たちの夢を満足させるような、そんなような形でこれを活用していきたいと考えておりますので、この話を進めてきました。

◇議長（柳沢浩一君） 14番宇津木治宣議員。

〔14番 宇津木治宣君発言〕

◇14番（宇津木治宣君） それで、プレミアム付商品券を1億5,600万円発行するわけですが、これは1人当たり限度額をどの辺のことで想定するのか。その辺によって、先ほど言った話と連動すると思うのです。それから、これからやっぱり検討するわけですから、通り一遍の配り方でなく、いろんな配り方を工夫して、研究していただきたいと思うのです。まだ時間がありますから。

それから、ぐるっとの電動コミュニティービークルについては、よくしっかり活用して、おもしろいなど、これ本当にこういうときでなければこれは買えない。そういう意味では、私も補助金頼みはどうだと言いますが、これも楽しみの一つかなということで、くれぐれも経済弱者対策を忘れないでいただきたいということで注文つけておきます。

◇議長（柳沢浩一君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） 1人当たりの上限額ということかと思えます。

過去何回かやっていたものについては20%で想定してやってきた関係がありまして、その中では1人当たり3万円が3万6,000円になるというパターンでやってきました。今回は、若干率を上げると、プレミアム率を上げるということと、総額的に大きくなるという、そういう想定の中で4万円ぐらいにして、それをだから5万2,000円になるのですかね。4万円にしますと5万2,000円、プレミアムがついて5万2,000円になると、30%で。それで、そういう想定をしております。それは、1億2,000万円分をいただくということですから、それを4万円で割れば数が出るということになろうかと思えます。1万円単位で考えますと、1億2,000万円分を売るわけですから、4万円で割れば満額買った場合の人数ということになると思えます。

◇議長（柳沢浩一君） ほかに。

〔「質問じゃないんですけど」の声あり〕

---

◇議長（柳沢浩一君） 休憩いたします。

午後4時16分休憩

---

午後4時17分再開

◇議長（柳沢浩一君） 再開いたします。

---

◇議長（柳沢浩一君） ほかに質疑ありませんか。

9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） 同じ項目について質問しますが、まずこのプレミアム付商品券の件ですが、なるべく町民に平等に、希望者に対しては平等に行き渡るようにしたほうがいいと思うのです。それで、1億2,000万円のプレミアム商品券、町民1人当たり幾らぐらいになるかということがまず一つ。

それから、この販売方法をいろんな方法があると思うのですが、現在考えている販売方法はどのような方法を考えておられるかということです。

それから、いつごろからこの販売を開始するかということ。そこら辺のところについてお尋ねします。

もう一つ、ぐるっとたまむら周遊事業ですが、この自動車購入1,257万1,000円ですか、そして運用がどういうぐあいに運用するのか。運転手の資金は150万円になっているのです。それで、どういう運用方法を今考えているのかと。1日どういう運用をすると。毎日運用するのか、いや、毎日ではないと、こういう日にやるとか、あるいは1日にどういうところを何回回るとか。それで、この車購入は直接買ったほうがいいのか、リースにしたほうがいいのか、どっちがいいかということです。

まず、とりあえずそこら辺のところをお聞きします。

◇議長（柳沢浩一君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） まず、1人幾らかということでしたか。それについては、先ほどの逆算でいくと、4万円そっくり買ったとすると3,000件ということになります。過去の実績からしても、過去は3万円だったのですけれども、97%ぐらいが満額で買ったというような実績もありますので、今回もかなり満額に近い状態になるかなという想定をしますと、先ほどの逆算でいきますと、3,000件というような形になります。小口で買う人がいれば件数はふえるということになるかと思えます。

いつということになりますと、当然これから取り扱うお店の募集を始めたり、金券を印刷したり、そういった作業をしていく中、それから換金する場所を、基本的には往復はがきか何かで募集をいたしまして、該当しますといった人が商工会なりどこか特定の場所に行って券が交換できるようなこと

を想定しておりますので、そういった準備等々考えますと、やっぱり売り出しというのは夏場をちょっと過ぎるぐらいになるのかなというようなイメージをしております。半年間ぐらいの使用期間という形、正月明けて、いつまでかはわかりませんが、半年間ぐらいの間で短期で使っていただくという想定をしております。

それから、車のほうの運用の関係なのですけれども、これは普通免許で乗れる車両だということなものですから、実際には職員でも誰でもできるのですけれども、やはりある程度専門の人に委託したほうがいいかなという、そういう想定で予算を計上させていただきました。それから、回数とかにつきましては、基本的には余り平日はとりあえずのところはどうかという感じがありますので、土、日を基本にしていきたいというふうな感じであります。順調になってくれば、1日1便だけではなくて、何回も何回もできるようになってくるのかなというふうに期待はしているところであります。

それから、リースか直接買うかという、そういう話については、リースのほう在实际には効率はいいのでしょうか、今回補助金もあるということで、ちょっと補助金のほうがリースが対象になるかどうか、私は確認していないのですけれども、今回は補助金もありますので、直接買ってしまっただけのほうがいいのかというふうには思っております。電動ということで、ほとんどメンテナンス部分は余りかからないということになりますので、購入して問題ないかなというふうには思っているところでございます。

◇議長（柳沢浩一君） 経営企画課長。

〔経営企画課長 金田邦夫君発言〕

◇経営企画課長（金田邦夫君） 先ほどお尋ねのどういう運行をするのかということだったのですが、一つは道の駅で毎月1回はフェアなりイベントを組むというお話を聞いておりますので、それに合わせて、道の駅に来たお客様に乗っていただいて、玉村町の風景だとか、そういうことを楽しんでいただくとか、そういうのも一つあると思います。ですから、例えばたまりんのように定時で同じ経路で運行するということはイメージはしておらないところです。

◇議長（柳沢浩一君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） プレミアム付商品券の件ですが、買いたいのだけれども、お金がないと。しばらくお金貸してもらえないかとか、貸してもらえないかというのではないのだけれども、本当は欲しいのだけれども、お金がないという人がいると思うのです。そういう人に本当はこういうプレミアム付商品券がわたれば非常にいいのだと思うのです。それが、お金持ちがどんどん買ってしまっていると、さっきの宇津木さんの話ではないけれども。それで、お金のない人は行かないと。それをどうにか考えてもらえないかと思うのですけれども、どうですか。

◇議長（柳沢浩一君） 経済産業課長。

〔経済産業課長 大谷義久君発言〕

◇経済産業課長（大谷義久君） この事業の目的というのは、プレミアムがあるから使うのではなくて、自分も持ち出しをして消費を活性化させるという、そういうことですので、ない人は確かに買えないというのが事実ですけれども、公式にお金を貸すということはできませんので、その辺は自助努力で何とかしていただければというふうには思います。

以上です。

◇議長（柳沢浩一君） 9番町田宗宏議員。

〔9番 町田宗宏君発言〕

◇9番（町田宗宏君） それから、ぐるっとたまむら周遊事業ですが、時間がなくてしっかりした検討はできていないのだと思うのですよ、はっきり言って。したがって、かなりのお金を使うものですから、ぜひ町民の方に、こういうことをやるのだけれども、いいアイデアがないかとか、大いに聞いてもらいたいのだね。それで、効果的な運用をしてもらいたいと思うのです。ぜひよろしく願いします。町長、いかがですか。

◇議長（柳沢浩一君） 町長。

〔町長 貫井孝道君発言〕

◇町長（貫井孝道君） できるだけ町民の皆さんが楽しめるようにしたいと思っています。

◇議長（柳沢浩一君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑終了と認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



○追加日程第2 議案第40号 訴えの提起について

○追加日程第3 議案第41号 訴えの提起について

○追加日程第4 議案第42号 訴えの提起について

○追加日程第5 議案第43号 訴えの提起について

◇議長（柳沢浩一君） 追加日程第2、議案第40号 訴えの提起についてから追加日程第5、議案第43号 訴えの提起についての4議案を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、追加日程第2、議案第40号から追加日程第5、議案第43号までの4議案を一括議題とすることに決定いたしました。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 議案第40号から議案第43号までの訴えの提起につきましては、提案理由が4議案とも同じ趣旨でございますので、一括してご説明申し上げます。

本案につきましては、学校給食費納入に対する公正公平の保持と未納額累積の防止を目的として、長期間にわたり学校給食費を滞納している保護者として、未納学校給食費の納入を求めるものでございます。

議案書記載の相手方、これは相手方ということで表現いたします。再三にわたる支払い督促文書の送付や訪問を繰り返したにもかかわらず、納入に対し全く誠意の見られない保護者として、やむを得ず本町より相手方に対し民事訴訟法第383条第1項の規定により、平成27年2月9日、伊勢崎簡易裁判所に支払い督促の申し立てを行ったところ、求める支払い督促に対し相手方から伊勢崎簡易裁判所に督促異議申立書の提出がありましたので、民事訴訟法第395条の規定により、支払い督促の申し立て時にさかのぼって訴えの提起を行ったものとみなされることから、今回地方自治法第96条第1項第12号の規定により、議会の議決をいただきまして、訴訟手続に移行させていただくものでございます。

以上、ご審議の上、よろしくお願いたします。

以上です。

◇議長（柳沢浩一君） 以上で4議案にかかわる提案説明を終了いたします。

追加日程第2、議案第40号 訴えの提起について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第3、議案第41号 訴えの提起について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第4、議案第42号 訴えの提起について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、追加日程第5、議案第43号 訴えの提起について、これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



## ○追加日程第6 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

◇議長（柳沢浩一君） 追加日程第6、同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任について議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてご説明申し上げます。

平成24年4月から固定資産評価審査委員会委員を務めていただいております原善亮様におかれましては、この3月末日をもって任期が満了となります。この間、町行政にご尽力をいただき、この場をおかりいたしまして感謝を申し上げます。

本案につきましては、その後任といたしまして、小泉99番地の1にお住まいの松本恭明氏を選任いたしたく、提案をさせていただくものでございます。

松本氏におかれましては、人格はもちろんのこと、玉村町役場に長年勤務され、税務課長を初めとする要職を歴任し、固定資産評価員も務められております。固定資産税について精通されており、知識、経験が豊富で適任者であると思っております。

ご審議の上、よろしくお願ひ申し上げます。

以上です。

◇議長（柳沢浩一君） 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

これより本案に対する討論を求めます。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（柳沢浩一君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決しました。



## ○追加日程第7 玉議第1号 農協改革に関する意見書の提出について

◇議長（柳沢浩一君） 追加日程第7、玉議第1号 農協改革に関する意見書の提出について議題といたします。

職員に議案の朗読をしてもらいます。

議会事務局長。

〔事務局長朗読〕

◇議長（柳沢浩一君） 朗読が終了いたしましたので、これより提案理由の説明を求めます。

6番備前島久仁子議員。

〔6番 備前島久仁子君登壇〕

◇6番(備前島久仁子君) 玉議第1号の提案理由を説明いたします。農協改革に関する意見書です。

この議案につきましては、先ほど採択をいただきました経済建設常任委員会に付託されましたJAグループの自己改革の実現に向けた請願、この請願に基づいてこの意見書を提出することになりました。

以上です。

◇議長(柳沢浩一君) 提案説明を終了いたします。

これより本案に対する質疑を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(柳沢浩一君) 質疑なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(柳沢浩一君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する討論を求めます。

[「なし」の声あり]

◇議長(柳沢浩一君) 討論なしと認めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(柳沢浩一君) ご異議なしと認めます。

次に、本案に対する表決を行います。

本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(柳沢浩一君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



## ○字句等整理委任について

◇議長(柳沢浩一君) お諮りいたします。

玉村町議会会議規則第45条の規定に基づき、本会議の議決の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

◇議長(柳沢浩一君) ご異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決しました。



## ○町長挨拶

◇議長(柳沢浩一君) この際、町長から発言を求められておりますので、これを許します。

町長。

〔町長 貫井孝道君登壇〕

◇町長（貫井孝道君） 平成27年玉村町議会第1回定例会の閉会に当たりましてご挨拶を申し上げます。

改めまして、議席番号1番原秀夫議員のご逝去に対し、心よりご冥福をお祈り申し上げます。

また、去る3月11日で東日本大震災から4年が経過いたしました。この11日に、職員を派遣しております宮城県亘理町の合同慰霊祭に柳沢議長とともに参列をしてみましたが、ここに改めて犠牲になられた方々に謹んで哀悼の意を表するとともに、被災された全ての方々に心からお見舞いを申し上げます。そして、被災地の一日も早い復興をお祈り申し上げます。

さて、本定例会は3月3日に開会されまして、本日までの16日間、議員の皆様方には平成27年度一般会計当初予算を初め、追加議案を含む47議案につきまして慎重にご審議をいただき、全て原案どおりご議決を賜り、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げる次第でございます。

施政方針の中で述べましたとおり、第5次玉村町総合計画の将来像、県央の未来を紡ぐ玉村町を実現するため、平成27年度は玉村町が一層飛躍できるよう、町民の皆様とともに元気で魅力あふれる飛躍する玉村町を全力で推し進める決意でありますので、議員各位におかれましては今後ともご支援、ご協力をお願いいたします。

また、本定例会におきまして10人の議員各位から一般質問があったわけでございますが、今議会で賜りましたご意見、ご提言につきましても十分尊重させていただき、さらなる町政の発展を目指し、努力してまいりたいと存じますので、あわせてよろしくお願い申し上げます。

なお、3月31日をもちまして、小林訓健康福祉課長が退職をされることとなりました。小林課長におかれましては、町民福祉の向上のため懸命に努力され、職員の模範となって町政発展のために大変ご尽力をいただきました。長年にわたるご功績、ご努力に対しまして深く感謝を申し上げます。

退職されます小林課長におかれましては、今後とも本町発展のため、折に触れてご指導、ご協力をいただきますよう心からお願いを申し上げます。これからもなお一層のご多幸、またご健勝でありますよう心からお祈り申し上げまして、意を尽くせませんが、はなむけの言葉といたします。

最後になりましたが、これから年度末、そして年度初めという多忙な時期を迎えるわけでございますが、議員の皆様方には健康には十分ご留意され、ますますご活躍されますことをご祈念申し上げます。閉会のご挨拶といたします。

どうもありがとうございました。



## ○退職課長挨拶

◇議長（柳沢浩一君） 次に、今定例会を最後に職場を去られます小林課長より発言を求められておりますので、これを許します。

小林訓健康福祉課長。

〔健康福祉課長 小林 訓君登壇〕

◇健康福祉課長（小林 訓君） 柳沢議長のお許しをいただきましたので、退職に当たりご挨拶をさせていただきます。

今議会中、議員の皆様から多くの慰労の言葉をいただきました。また、ただいま町長からも慰労の言葉をいただきました。大変ありがとうございました。

私は、昭和48年の入職以来、42年間勤めさせていただきました。その間、いろいろな業務を経験させていただきました。最初の課は総務課でした。その後、9つの課にかかわってまいりました。昭和55年からは農政課へ異動となりました。農政課は通算12年間になります。当時は、農家に米の生産調整で約230ヘクタールの減反の配分がありました。目標を達成するために、農協と支部に出向いての座談会を連日行い、転作奨励金を少しでも多くもらうために集団転作をお願いして、共補償制度も実施して、町全体で取り組み、目標を達成することができました。

また、係長のときにはライスセンターの建てかえが懸案となっておりますが、カントリーエレベーターなら国の補助金が急遽つくというお話になりまして、正月休みを返上しまして計画書の書類等を作成したのを思い出します。

また、平成15年からは福祉の担当となり、平成23年から健康福祉課長となり、スポーツ振興も担当することになりました。福祉とは、幸せや豊かさを意味するという言葉であります。どれだけの町民を幸せにできたかわかりませんが、生活困難者の相談、障害者、高齢者の探索、孤独死の発見、その後の埋葬等まで、この場では語り切れないぐらいの出来事がありました。これからの超高齢者社会に向けて、県内市町村に先駆けて市民後見人及びふれあいの居場所づくり事業にも取り組めたことはよかったと思っております。

また、議会初日の3月3日、今議会で一番心配していました介護保険料の値上げのための条例改正を賛成多数で可決させていただき、ありがとうございました。その議決の場に、昨年10月の町民ハイキング、志賀高原へ行ったのですが、私と一緒に一番先頭で歩いていました原議員がいなかったというのが残念でなりません。謹んでご冥福をお祈りいたします。

私の退職の年に長年の懸案でありました東毛広域幹線道路が開通し、通勤にも利用できるようになりました。高崎玉村スマートインターチェンジの開通、道の駅のオープン、文化センター周辺の住宅団地造成等、躍進する玉村町としての未来は明るいだらうと確信しております。長い間本当にお世話になり、ありがとうございました。

終わりに、皆様方のご活躍、町の発展をご祈念申し上げまして、言葉整いませんが、退任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

〔拍 手〕

◇

## ○議長挨拶

◇議長（柳沢浩一君） 平成27年玉村町議会第1回定例会の閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

今定例会は、我々の同僚である原秀夫議員が本会議初日の未明に急逝するという、本当につらく悲しい議会でありました。

そうした中、今定例会は3月3日に開会し、本日までの16日間にわたり、平成26年度の補正予算や平成27年度に向けた新規条例の制定、あるいは一般会計や特別会計予算など、新年度の町長施政方針に基づく諸施策を展開する上での根拠となる重要な議案を熱心にご審議いただきました。また、予算特別委員会や各常任委員会、あるいは10名の議員からの一般質問においても活発な議論が行われるなど、まことに意義深い議会となりました。

町長を初め執行各位におかれましては、議案審議や一般質問の際に議員から出されました意見や要望等を町民の声として十分に尊重され、今後の行政運営に反映されますことを強く求めるものであります。我々議員といたしましても、住民の代表として職の重さを十分認識し、町民の負託に応えるようより一層努力してまいる所存でありますので、今後ともご協力賜りますようお願いをいたします。

また、先ほど今月をもって退職されます小林課長よりご挨拶がありました。長きにわたり玉村町役場の模範職員として、また幹部職員として職務を遂行し、多くの分野での実績を残され、また次世代の玉村町役場を支える若き部下の育成に当たられました。長い間本当にご苦労さまでした。今後は、第二の人生を歩まれるわけではありますが、これまでの町政に携わった豊かな経験を生かし、地域住民のリーダーとして、玉村町発展のため、種々ご提言されますようお願い申し上げます。

結びに当たり、来たるべく平成27年度が玉村町にとりましてさらに飛躍、発展する年度となりますよう心から願いますとともに、議員各位並びに町長を初め執行各位には、年度末や新年度を控え、何かとご多用な時期となりますが、健康には十分留意をされ、ますますご活躍されますようご祈念を申し上げて、閉会に当たってのご挨拶といたします。



## ○閉 会

◇議長（柳沢浩一君） これをもちまして、平成27年玉村町議会第1回定例会を閉会といたします。  
ご苦労さまでした。

午後4時53分閉会